

会議録

会議の名称	第17回藤井寺市子ども・子育て会議
開催日時	令和元年8月27日(火) 15時00分から16時40分
開催場所	藤井寺市役所 本庁3階 305会議室
出席者	委員：岡本 祐典・土井 義博・福森 節子 星野 智子・森田 菜緒・矢倉 智世 (順不同・敬称略)
欠席者	委員：岩下 房子・高木 美幸・石垣 雄一・卜田 真一郎 (順不同・敬称略)
会議の議題	○第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策の暫定値について
会議資料	1. 次第 2. 「第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」量の見込みと確保方策の設定について(資料) 3. 保育認定(就労下限時間)の引き下げについて(追加資料1) 4. 幼児教育・保育の無償化と給食費の取り扱い(追加資料2)
会議の成立	成立
傍聴者数	0人
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記
記録内容の確認方法	会長の確認を得ている。
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開

第17回藤井寺市子ども・子育て会議

日時：令和元年8月27日(火) 15時00分～16時40分

場所：藤井寺市役所 本庁3階 305会議室

1. 開会

2. 藤井寺市子ども・子育て会議会長挨拶

3. 議事

- 第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策の暫定値について

4. 議事録

事務局： 委員10名中6名の出席で会議が成立。なお、傍聴人は0名であると報告させていただく。

会 長： それでは次第に沿って議事を進める。議題について説明をお願いします。

事務局： 第二期計画の策定の進捗について、前回の会議では、アンケートによるニーズ調査の結果を報告した。

今回は、この調査結果を基に教育・保育の『量の見込み』と『確保方策』について、第二期計画に向けてどう見込んでいるのか、その暫定案をお示ししたいと思う。

ではまず、量の見込みの算出手順や人口推計、家庭類型の算出などについて、株式会社ぎょうせいよりご説明いただく。

～株式会社ぎょうせいより算出手順、人口推計、家庭類型の算出などについて説明～

事務局： 次に、第二期計画に向けた、各事業の量の見込みと確保方策について説明する。

ただいまの説明にもあったが、各事業の『量の見込み』の出し方については、国が手引き等で示した計算方法がある。事前に、アンケートによる調査を行い、その中で得られた回答の割合から、家庭の類型や施設等の利用意向率を計算して、推計するというものになる。第一期計画では、当初はこの方法で量の見込みを計算していたが、実績値とのかい離が発生した事業もあり、途中で中間見直しを行い、過去の実績ベースでの計算方法に切り替えた、という経緯がある。

第二期も事業によっては、第一期と同じく、より実態に近い実績ベースで量の見込みを計算し、確保方策を設定しているものもある。

なお、確保方策とは、ニーズを受け止める、受け皿となるもののことである。幼稚園に通う子どもが500人見込まれるとすると、この500人が通えるだけの施設を整備することが、この計画での数値目標となる。

また、今回お示しするのは、暫定値となる。今後、状況が変わったり、この会議での議論を経て、これらの数値を修正する場合がありますので、あくまで現時点のものとお考えいただきたい。

保育幼稚園課： それでは、まず4ページの1号認定子どもについて、説明する。

1号認定とは、3歳～5歳児のうち教育を希望される方で、主に保護者が就労等をされていない方、あるいはパートタイム等短時間就労の場合で、利用施設は、公立幼稚園や私立幼稚園、もしくは認定こども園の1号枠となる。まずは、②の確保方策について、令和2年度から令和3年度で減少しているのは、令和2年度末で、藤井寺北幼稚園が藤井寺幼稚園に統合する予定のためである。ちなみに、今年度末には道明寺東幼稚園が道明寺南幼稚園に統合予定で、藤井寺西幼稚園と野中分園が藤井寺南幼稚園に統合する予定なので、資料にはないが令和1年度から令和2年度にかけても、減少している。

そして、次に①の必要利用定員総数（量の見込み）だが、こちらが今後のニーズ量の推計値となる。1号認定子どもについては、第1期計画当初の平成27年度から比べて年々減少傾向にある。これは、後で説明するが、5ページ以降の2号認定子ども、つまりは3歳～5歳児のうち保育を希望される方が年々増加傾向にあることに連動している。1号認定子どものニーズ量については、今後も減少傾向が一定に続くものと仮定して推計をした。令和2年度は601、令和3年度からその後は556、505、484、467となる。なお、公立幼稚園は統合していくが、量の見込みに対して確保方策は十分であると考えている。

次に5ページの2号認定子どもについて説明する。こちらまずは、②の確保方策について、令和2年度の確保数は802とあるが、ここには、令和2年4月に開園を予定している（仮称）ふじみ保育園の受け入れ数を含んでいる。

また、第5保育所について、現在の定員は80名だが、早急な安全対策として耐震シェルターの設置工事を今年度中から実施する予定である。この耐震シェルターを設置することにより、各保育室の床面積が若干減少することになる。本計画にはその減少数を反映する必要があるが、仕様書や施工業者もまだ決まっていないので、現段階では、図面と工事後の家具等の設置状況を考慮し、あくまでも推計として減少分を見込んでいる。

そして、次に①の量の見込みだが、先ほど1号認定子どもの説明で少し触れたが、3歳～5歳児のうち保育を希望される方は、年々増加を続けている。これは、女性の就業率の増加による影響が大きく、また子どもを預けたいと希望する時期が低年齢化し、特に1歳児や2歳児から預ける家庭が増加したことも一因と考えられる。この増加傾向は、未だ減少する兆しが見られないため、過去5か年の平均変化率から令和5年度でニーズのピークに達すると仮定し推計した。ニーズ率としては増加傾向であるが、人口推計の減少により、数値的には令和2年度では822、令和3年度では796と年々減少している。

さらに、藤井寺市では検討課題として、保育認定を受けるための就労下限時間の見直しが必要となっている。これについては、後ほど追加資料にて説明させていただくが、平成27年度からの子ども・子育て支援法では、月48時間から64時間までの範囲で市が定める時間となっており、10年間の経過措置が認められている。藤井寺市では、月64時間と定めたものの、待機児童の解消を喫緊の課題とし、現在も経過措置として月96時間以上としている。今年度4月の待機児童数は14人で、未だ解消はされていないが、先ほども申したように、来年度には定員150人規模の（仮称）ふじみ保育園が開園に向けて準備を進めているので、待機児童の解消に一定の目途が立つものと考え、月64時間への引き下げを令和2年度から実施することを予定している。これに伴い、新たに保育施設への入所希望者の増加を見込んでいる。量の見込みに対して確保方策は十分であると考えている。

次に6ページの3号認定子ども（0歳）について、②の確保方策だが、令和2年度の確保数は、保育所・認定こども園が104とあるが、こちら令和2年度4月に開園を予定している（仮称）ふじみ保育園の受け入れ数を含んでいる。そして、地域型保育事業が5、認可外保育施設が2、企業主導型保育施設が6で、合計117となる。この企業主導型保育施設については、藤井寺市では平成30年に3か所が開園し、平成31年度に1か所、合計4か所あり、今回の第二期計画を作成するにあたり、企業主導型保育施設の地域枠、つまり地域の子ども

を預かる枠を教育・保育の提供体制の確保内容に含めることとされたため、今回数値に含めている。

次に①の量の見込みだが、先ほどの2号認定子どもと同じく、女性の就業率が増加する一方、育児休業制度の普及により、0歳児については緩やかな増加となっている。ニーズの率としては上がっているのだが、人口推計の減少により数値的には年々減少していく数値となっている。量の見込みに対して確保方策は十分であると考えている。

次に7ページの3号認定子ども(1～2歳児)について、②の確保方策は先ほどと同じく、保育所・認定こども園の数には、(仮称)ふじみ保育園の受け入れ数を含んでいる。そして、先ほど、2号認定で申したように、第5保育所の耐震シェルターの設置工事による床面積の減少により、若干の減少を見込んでいる。また、3号認定子どもと同様に、地域型保育事業、認可外保育施設、企業型主導保育施設の地域枠を含め、令和2年度は449となっている。

次に①の量の見込みだが、1～2歳児については、年々希望者が増加し続けている。これは、先ほどの3号認定子どもでも説明したように、女性の就業率が増加していることに加えて、育児休業制度の普及により、産休明けの0歳児からすぐに入所を希望するのではなく、育児休業明けの1～2歳児で保育施設を希望する方が増加しているものと推測される。過去5か年の平均変化率から推計した。

この1～2歳児については、量の見込みに対して確保方策は十分とは言えず、令和2年度については、(仮称)ふじみ保育園が開園し、また、定員の弾力化により受け入れが可能な範囲と考えられるが、令和3年度以降については、不足となるため、新たな確保方策の検討が必要となっている。

以上で、教育・保育の量の見込みとニーズ量の説明を終わる。

会 長： それでは議論に入りたいと思う。

まずは、教育・保育の量の見込みについて、ご意見やご質問等があれば、願います。

副会長： 第5保育所の耐震シェルターについてだが、どのような内容か。耐震ではないのか。

保育幼稚園課： 第5保育所については、基礎の部分に不具合があり、そのまま耐震化ができない施設となっている。そのため、部屋を丸ごと覆うかたちで鉄骨のシェルターを組み、安全対策をはかって参りたいと考えている。

副会長： それは、何部屋か。

保育幼稚園課： 保育室全室と遊戯室を考えている。

委 員： それは、今後も施設を使い続ける前提なのか、第5保育所の閉園の時期などが決まっておき、その間まで使うということか。

保育幼稚園課： 現在の市の方針としては、「既存の公共施設または、新たな土地を確保して移転による耐震化の検討」という方針が出ている。しかし、それでは時間がかかってしまうことから、子ども達の早急な安全確保を必要とし、耐震シェルターを設置し安全確保をはかっていく。将来の第5保育所については、現時点では決まっていない状態である。

委 員： 新しく移転先が見つかるまでは、期限を設けず施設を使い続けるということか。

保育幼稚園課： 移転先が見つければ、移転による耐震化をはかっていく。

会 長： 統廃合されたり、新しく施設ができたりすることで、市民のニーズと施設の受け入れ数の差が縮まっているような話も説明にあったが、他に何かあるだろうか。

～意見なし～

事務局： では、次に8ページの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策に進ませていただく。

保育幼稚園課： それでは、次に8ページの地域子ども・子育て支援事業の時間外保育事業（延長保育事業）について説明する。この事業は、保育所等の入所児童について、通常保育時間の前後に時間を延長して保育を実施するものである。量の見込みについては、今回のニーズ調査による推計となる。確保方策としては、現在実施している施設が11か所（公立保育所4か所・民間保育園4か所・認定こども園2か所・小規模保育事業1か所）に加え、令和2年度からは、（仮称）ふじみ保育園でも実施予定で、合計403人という数値になる。量の見込みに対して確保方策は十分であると考えている。

次に、9ページの一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）について説明する。こちらも在園児を対象とし通常就園時間に加え、延長してお預かりする事業である。公立幼稚園では現在、道明寺こども園のみで実施しているが、今年度末からの幼稚園統合に合わせて、令和2年度からは藤井寺南幼稚園と道明寺南幼稚園でも実施し、令和3年度からは藤井寺幼稚園でも実施する予定。量の見込みに対して確保方策は十分であると考えている。

次は、10ページの一時預かり事業（幼稚園における預かり保育以外の一時預かり）について、この事業は在園児以外が対象で、保護者等の病気や看護、葬祭、あるいは不定期な就労等で家庭での保育が困難な場合に、一時的にお預かりする事業である。現在は3か所での実施だが、令和2年度より（仮称）ふじみ保育園でも実施する予定。この事業については、以前よりニーズ量が多く、確保方策が不足しているが、新たに実施するには保育室を確保する必要があることから、既存の保育施設での実施は困難なため、検討課題であると考えている。今回の量の見込みは、ニーズ調査による推計値、つまりは国で出された手引きに従い算出した推計値を利用しており、確保方策や実績値とかなりの差が出ているため、今後精査し見直しをしていきたいと考えている。

次に、12ページの病児・病後児保育事業について説明する。現在、藤井寺市で行っているのは体調不良児対応型の病児保育で、在園児が保育中に病気にかかった際に保護者がお迎えに来られるまでの間、保健室等で一時的に預かる事業である。現在は4か所での実施だが、令和2年度より（仮称）ふじみ保育園でも実施する予定である。また、（仮称）ふじみ保育園では、病後児対応型も実施する予定となっている。事業の詳細については、現在調整中だが、量の見込みに対して確保方策は十分であると考えている。

以上で、保育幼稚園課からの説明を終了させていただく。

会 長： それでは議論に入りたいと思う。今まで問題・課題であったことを整理していただき、市としても公立幼稚園統廃合や（仮称）ふじみ保育園の設立やそこで行われる病後児保育などの内容も吟味され進んできている。色々な要望がある中で市がさらに取り組みでいかなければならない内容も説明の中に含んでいたと思うが、何かご意見、質問はあるだろうか。

委 員： 病気関係の事業に関して、市が提供する受け皿だけでなく、企業側、例えば事業所などで柔軟に突然の病気などにも対応できるような部屋などを積極的に作ってもらえたりはしな

いか。市だけが責任を負うのではなく、企業側も寄り添うことでカバーできる部分もあるのではないだろうか。どのような条件があるかは分からないが、規制緩和できる部分があればしていくのもよいのではないかと思う。

会 長： 企業への働きかけや推進、連携などは行っているのか。

事務局： 病児・病後児については、他市で実施されている所は病院で実施されている場合が多い。やはり、病氣中であつたり、回復期の子どもを預かるとなると看護師やお医者さんとの連携が必要になるため、病院で実施されることが多い。企業で実施となると医療従事者や保育士不足と言われている中では、少し難しい部分があると思う。ただ、働き方の中で子どもの看護休暇なども大切な部分である。なかなか、市の方からこのような休暇を付与していただくことはできないが、このような要望等があったということはあげていきたいと思う。

企業側が今実施されている、企業主導型保育事業という形で、第二期の事業計画の中の確保方策として含ませていただいているが、これは企業側が福利厚生の一つとして、従業員の子どもだけでなく、地域の子どものお預かりする制度となっており、主に保育所に入れないことが多い0～2歳児をターゲットにした保育施設となっている。

会 長： 病児保育に関して、特に受入対応が難しい状況なのか。

事務局： 近隣の市町村では、だいたい病院の方でされており、保育施設で行っている方が珍しい状況かなと思う。

会 長： 藤井寺市内で現在、病児保育事業を行っている施設はどこか。

事務局： 今現在、藤井寺市では体調不良児対応型といい、保育所に在籍される子どもが登所中に体調不良となった時、保育室などで看護師等が、保護者が迎えに来るまでの間、保育する事業である。令和2年度から、新たに開始させていただくのは、民間の保育施設での病後児保育である。これは、病氣の子どもの病状が不安定な状態ではなく、回復期に入られた子どもを預かることができるように現在事業者と調整中である。

会 長： それは（仮称）ふじみ保育園で行われるのか。

事務局： そうである。

会 長： 色々な事業において（仮称）ふじみ保育園ができることで、解消される見込みであるとのことで、期待し見守っていききたいと思う。

副会長： 4か所で行われているというのは、どこになるのか。

保育幼稚園課： 体調不良児対応型については、第1保育所、第6保育所、惣社保育園、ななこども園で実施している。

副会長： そうなると、他の保育施設に通う子どもが体調不良となった時は、そこに行けばよいということか。

保育幼稚園課： そうではなく、実施施設に入所しているお子さんで、具合が悪くなった際に保護者

の方が迎えに来るまでの間、園の看護師さんに子どもを診ていただく形である。世間一般の病児保育のイメージとは異なり、あくまで園で子どもの体調が悪くなった時、園の看護師が、保護者が迎えに来るまでの間、子どもを診る制度が体調不良児対応型である。

副会長： その制度を行う施設に看護師はいるのか。

保育幼稚園課： 体調不良児対応型を実施する施設については、全て看護師がいる状況である。

副会長： それは、4か所全てか。

保育幼稚園課： そうである。

会 長： 以前は、保育中に子どもが体調不良となった時、例えば1時間以内にお迎えが必要となったり、看護師等に診てもらえなかった状況等から考えると、一つひとつ進めていただいていることで、満足度を高めることにもつながっている。今後も課題として受け止めていただければと思う。

他に何かあるだろうか。

～意見なし～

会 長： では、次の説明をお願いします。

子育て支援課： 資料10ページの子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業を除く）について、説明する。この事業は、子育ての援助をしたい方と援助を受けたい方からなる会員組織で、預かりや保育所への送迎などの相互援助活動の連絡調整を行う事業である。量の見込み及び確保の方策に関しては、第一期を参考に算出している。

資料11ページのトワイライトステイについて説明する。この事業は、保護者の勤務等で平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭での子育てが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業である。確保の方策に関しては、利用可能な施設は2か所契約しており、1回の利用日数は原則1週間まで、1つの施設で4か月に1組の利用枠は受け入れ可能と見込み、年間3組の利用で、7日×2施設×3組＝42日を確保の方策として算出している。

次に12ページの子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）についてだが、10ページで説明した子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業を除く）と重複する部分もあるが、看護師等の資格を持った援助会員がおらず、現在実施していない状況である。

次に、資料13ページの子育て短期支援事業（ショートステイ）について説明する。この事業は、保護者が病気等で家庭での保育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に児童の預かりを行う事業である。量の見込みに関しては、国が示す手引きに従った数値で見込んでいる。確保の方策に関しては、利用可能な施設は4か所契約しており、1回の利用日数は原則1週間まで、1つの施設で4か月に1組の利用枠は受け入れ可能と見込み、年間3組の利用で7日×4施設×3組＝84日を確保の方策として算出している。

次に、資料14ページの地域子育て支援拠点事業について説明する。この事業は、子育て中の孤独感や不安感を持つ保護者が気軽に集い相互に交流をはかる場所の提供や、育児の相談や情報交換、指導を行う事業である。国が示す手引きに従った数値から、タイプA（ひとり親家庭）とタイプB（フルタイム×フルタイム）の家庭は、実際に利用する機会が非常に少ないことから、控除したものを量の見込みと算出するが、実績の利用数との大幅なかい離

が生じ、ここ数年の実績や今後の女性の就業率を80%にするという政府の方針等を勘案し、また共働き家庭が増えると潜在的な需要は減ると想定されることなどから、さらに2割減で見込んでいる。確保の方策に関しては、現在4か所で実施しているが、令和2年度より開所される（仮称）ふじみ保育園内に新しい拠点が1か所増えることが予定されている。この新しく増える拠点に関しては、今まで一番利用の多かった実績として見込み、他の4か所については過去最高の実績を合わせて算出している。

次に、資料15ページの子育て援助活動支援事業（就学後）について説明する。この事業は、先ほど10ページで説明した事業と同じで対象が小学生になる。量の見込み、確保の方策に関しては、就学前と同様に第一期を参考に算出している。

次に資料16ページの養育支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について説明する。この事業は、養育支援を特に必要とする家庭に訪問し、養育に関する指導・助言を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業である。量の見込みに関しては、手引きに従った数値で見込んでいる。

子育て支援課からの説明は、以上である。

会 長： 多岐に渡る事業であるが、最後の養育支援訪問事業などは制度としてでき上がっており、活用もしやすく量の見込み等にも対応しやすいとは思いますが、その他に対して何かご意見やご質問等があれば、お願いします。

副会長： トワイライトステイ事業であるが、藤井寺市内にはあるのか。

子育て支援課： 藤井寺市内にはなく、羽曳野市と八尾市の施設で1か所ずつ契約させていただいている。

副会長： それは病院か。

子育て支援課： 児童養護施設である。

委 員： 15ページの子育て援助活動支援事業の事業概要に、「保護者を会員として」とあるが、これはまず会員登録が必要ということでよいか。

子育て支援課： そうである。

委 員： そうなると困る前に会員登録をする必要があるのでは、見込みにくい印象がある。これは何かを必要としている方が、自分で選んで援助してもらうのか、もしくは窓口があって適切なものを紹介してもらえるのか。事業者同士がつながってネットワークのようなものがあるのか。

子育て支援課： 子育て支援課にアドバイザーがおり、まずそこに依頼者から相談がある。依頼者の地域で、援助会員に登録していただいている方の中から最も近い方がいれば依頼をかけるが、すぐにマッチングできるかどうかは、難しい状態になっている。提供会員も依頼会員もまず登録してもらう必要がある。

委 員： これはファミリー・サポート・センター事業のことか。

子育て支援課： そうである。

会 長： 資料を見ていくと、実績が平成 27 年で 245 あり、年々半数に減っていき、使いにくいからこうなっているのかと思ってしまうが、このあたりは分析などされているか。

子育て支援課： なかなか依頼内容と提供会員の内容や時間帯などが合わないことがあり、マッチングができないことが多々ある。依頼会員だけでなく援助会員も少しずつ減っていることも事実である。

会 長： トワイライトステイは以前から羽曳野市と八尾市の施設であったか。島本町はなかったか。

事務局： 島本町は乳児院で契約させていただいており、13 ページの子育て短期支援事業（ショートステイ）の確保の方策であげさせてもらっている。

会 長： これは量の見込みの話ではなくなってくると思うが、ファミリー・サポート・センター事業やショートステイでもそうだが、遠かったり、使いにくかったりすると、せっかく始めは実績があったのに、どんどん実績が減っている。量的な見込みは問題ないと思うが、次は事業の質的なことが議論になってくると思うので、そのあたり課題として受け止めていただきたいと思う。

委 員： これらの事業は、対象年齢は書かれているが、それ以外の条件はないか。例えば、医療的な支援は必要ないが障害があったりしても受け入れてもらえるか。

事務局： 具体的にどのような事業で質問いただいているのか。

委 員： 年齢対象が書かれているものである。

子育て支援課： 子育て援助活動支援事業で言うと、もともと就学前と小学生で分けて表ができており、同じ事業であるが、事業名としては別の場所に記載している。

委 員： 年齢さえ当てはまれば使えるのか。

子育て支援課： ファミリー・サポート・センターの対象年齢としては、生後 3 か月から小学校 6 年生まで。

事務局： サービスを使いたいときに年齢が当てはまっても、例えば障害をもっている子は預かれないとか、そういった要件はあるかという確認かと思う。そのあたりどうか。

子育て支援課： まず依頼をしていただいて、提供会員が見つかった段階で、依頼会員と提供会員で面談をしてもらう。そこで提供会員が判断され、いけるとなれば預かってもらえる。

会 長： ありがとうございます。他に何かあるだろうか。

～意見なし～

会 長： では、次の説明をお願いします。

健康課： 資料 17 ページの妊婦健康診査について説明する。これは、妊婦の健康の保持及び増進をはかるため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業である。妊婦健康診査自体は、全ての妊婦を対象とし 14 回の健康診査を助成するが、この事業の量の見込みに関しては、全妊娠期間中の流産者数を考慮した対象人数を求め、対象人数に妊婦健康診査平均受診回数の約 12 回を乗じて算出している。出産年齢に達する 15～49 歳の女性の人数の減少などにより、妊婦の緩やかな減少が予想されるため、令和 2 年は 5,443 人が令和 6 年には 4,876 人と量の見込みも減少している。

次に 18 ページの乳児家庭全戸訪問事業だが、生後 4 か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を看護師や保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業である。この事業は全ての乳児を対象とし、各年度の推計出生数をもとに、長期里帰りや長期入院などで、生後 4 か月までに自宅への訪問ができないケースを、訪問不可人数として差し引き、量の見込みとして算出している。

会 長： それでは議論に入りたいと思う。

これらの事業は量の見込みなども読みやすいと思うが、このことについて、ご意見やご質問等があれば、願います。

副会長： 全ての家庭に訪問はできているのか。

健康課： 長期の里帰りの方も最近いらっしゃるので、4 か月健診までに戻られてない方や入院が長引いている方などは、実際には訪問できていないことがある。

副会長： その情報はつかんでいるということか。

健康課： 連絡等を取り合っている。

委 員： 妊婦が減っているということで、藤井寺市は分娩できる場所がなく、車が使えない場合は、電車やバスで行けることが条件になる。藤井寺ではそういった事を考えると、子どもを 2 人目、3 人目と未来明るく望める環境ではないことが一つ挙げられる。例えば、タクシー券 1 枚でもあれば、急に何かあった時にお守りのようなになったりする。施設等が不足しているところで、藤井寺市がどういったサポートをしていくかで、ここの数字も変わってくるのかなと思う。何かそういったサポートは計画されているか。

健康課： 産科については、医師不足もあるので、藤井寺市という単位では解決していく問題ではなく、市で案を出すのも難しいところではあるが、安心して妊娠、出産、育児を続けるようにするために、今年度開始を予定している事業として、産後ケア事業がある。産後、希望される方に、日帰りや宿泊型でしばらく助産師がいる施設に滞在して、子育てについて学んだり、休憩をとってから自宅に帰ったり、もしくは希望があれば自宅の方で産後ケア事業をとるかたちをとれるようにするなどの事業を準備しているところである。そういったところで、産後の体調の整わない期間を支援していきたいと思っている。

また、産後うつという言葉をよく聞かれると思うが、産後にしんどくなる、体調を壊される方などを早期発見し、子育てをいろいろな方向で支援できるようにするため、産婦健診も今年度から開始を予定している。産後 1 か月を目安として、お産をされた病院などで健診を行うとともに、心の健康チェックを実施してもらうよう、大阪府内の産婦人科等にもお願いし、準備をしているところである。そういった事で安心して出産に臨んでもらえたらと思っている。

る。このあたりの事業は市の方でも模索しているところであるので、委員の意見も参考にさせてもらえたらと思う。

委員： 生後4か月までの訪問事業だが、私の経験からも広報の見方、注目する所などをもっと早く教えてもらえていたら、もっと楽になっていたのかなという気持ちがある。産後ケアや乳児家庭全戸訪問の時に、広報の活用の仕方もお話してもらえたらと思う。園庭開放や拠点などがあることを知って、そこに行くことができ情報交換ができるなど、そこからつながって世界が広がると思う。

会長： 母子手帳を交付される時に担当課より様々な情報を伝達されたり、広報に子育て支援事業の情報が一斉に載ったりなどしているが、訪問時等により分かりやすく詳細にお願いしたいと思う。

では、次の説明をお願いします。

生涯学習課： 放課後児童健全育成事業について説明する。量の見込み数の算出については、まず、子ども・子育て支援事業計画に用いる推計人口に、教育委員会で実績から算出した95%を乗じ、新1年生の入学予定数を算出した。次に直近5か年の入会率等を勘案し、毎年度低学年は2%ずつ入会率が増えていくと算出した。高学年に関しても、全学年受け入れにしたこと等を勘案し、毎年1.0%ずつ入会率が増えていくと算出した。そして、それぞれの年度の小学校在籍数に入会率予測を乗じて、児童会在籍予定数を算出した。確保方策については、受け皿が不足することのないように、令和2年度から低学年・高学年合わせて790人に増加している。

会長： それでは議論に入りたいと思う。

こちらでも低学年、高学年の数ということで見込みやすいと思われる。何かご意見やご質問等があれば、お願いします。

委員： これは学童保育のことか。

生涯学習課： いわゆる学童保育という考え方のものである。

委員： 実施場所は小学校か。

生涯学習課： 小学校内で実施している。

会長： 以前と呼び方が違い、事業内容も変容しているようである。他に何かあるか。

～意見なし～

会長： 次の説明をお願いします。

こども政策課： 利用者支援事業について、説明させていただく。利用者支援事業は、主に未就学児の保護者や妊娠している人などが安心して子育てができるように、個々に応じた相談、助言を行い、関係機関との架け橋としてサポートする事業である。先ほど委員からのご意見があったが、妊娠・出産期から子育て期にわたる相談受付、情報提供、各種サービスにつなぐ窓口を設置するというもの。実績を見ていただくと0となっており、まだ達成できていない。

市の計画としてはどこかに窓口を1か所置くという計画になっている。切れ目のない相談支援として、是非窓口を置きたいと思っている。今現在の予定としては、令和2年度より実施したいと考えているところであるが、まだ未確定となっているので、計画としては令和2年度以降も1か所としている。

会 長： 令和2年度に設置を予定されているということで期待したいと思う。
それでは議論に入りたいと思う。ご意見やご質問等があれば、願います。

～意見なし～

会 長： ありがとうございます。

予定していた議論はこれで終了となるが、追加の議題が2つあると聞いている。1つ目は、先ほど保育幼稚園課の教育・保育認定の説明で触れていたが、「保育認定を受けるための下限時間の見直し」について、2つ目は10月より開始される「保育の無償化」について報告事項があると聞いている。このことについて、担当課より説明をお願いします。

保育幼稚園課： 追加資料が2点ある。追加資料1が「保育認定（就労下限時間）の引き下げについて」、追加資料2が「幼児教育・保育の無償化と給食費の取り扱い」である。

それでは追加資料1の「保育認定（就労下限時間）の引き下げについて」報告する。

入所申込スケジュールについて、新規保育施設申込用紙を10月7日から配布する。その際、配布する保育所等の利用案内の中に、次の2.「保育施設を利用できる要件」が記載されている。「保育施設を利用できる要件について」、現在、①の就労最低就労時間が96時間以上となっている。この基準を令和2年4月から64時間以上に引き下げること考えている。

本市の就労下限時間の状況について、現在、本市では、子ども・子育て支援法施行規則に定められている、「1月において、48時間から64時間までの範囲内」ではなく、平成27年度からの10年間の経過措置を適用し、就労下限時間を96時間としている。

就労時間の下限について、平成25年12月時点で、厚労省が行った全国調査によると、就労時間の下限を月96時間としているのは、僅か1.2%。本市はこの1.2%の中に含まれている。現在、就労下限時間を96時間としているのは、大阪府内で本市を含め2市のみとなっている。その他の市町村では48時間から64時間の就労下限時間を適用しているため、転入者等が求職活動中という扱いになり、本市の保育施設を利用し難くなっている。

そこで、令和2年度以降の就労下限時間について検討を行った。保育料の無償化による影響と就労下限時間の引き下げが相まって、新規申込者数の増加が予想されるが、来年度の（仮称）ふじみ保育園の開設に伴い、待機児童の解消に一定の目途が立つものと考えられるため、就労下限時間を64時間以上に変更しようとするものである。以上、資料1の「保育認定（就労下限時間）の引き下げについて」の説明になる。

追加資料2は、明日から市民の方へ配布する9月広報と今週末に公立保育所へ配布する給食費に関するパンフレットである。

説明の内容は、幼児教育・保育の無償化と給食費の取り扱いの2点になる。

まず、幼児教育・保育の無償化について説明する。今年度10月1日から3～5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園の保育料が無償化される。また、0歳から2歳までのお子さんがある住民税非課税世帯も対象になる。以下、説明文となる。説明文を図解したものが、次の頁の中ほどにある「幼児教育・保育の無償化の主な例」となっている。本日は、この例に沿って説明する。

3歳から5歳を保育の必要性に応じて分類すると、上段と下段の様に2つに分かれる。上

段の事例は、3歳から5歳の保育の必要性の認定事由に該当する方である。例を挙げると共稼ぎ、シングルで働いている家庭等の場合である。下段の事例は、同じく3～5歳だが、保育の必要性の認定事由に該当しない方である。

2つの事例を掘り下げて見ていく。上段の事例は、3歳から5歳の保育の必要性の認定事由に該当する方である。例を挙げると共稼ぎ、シングルで働いている家庭等で、4通りある。

①幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援を利用する場合。保育料は無償となる。ただし、未移行幼稚園と呼ばれる、子ども・子育て支援制度の対象とならない幼稚園については、月額の上限が25,700円となっており、25,700円を超える分については、自己負担となる。藤井寺市内で該当するところはなく、松原市にある星の光幼稚園、羽曳野市と柏原市にある白鳩幼稚園、大阪市住吉区にある帝塚山幼稚園等が未移行幼稚園に該当する。

後にも月額の上限が25,700円という表現が3回出てくるが、いずれも内容は同じで、未移行幼稚園を指している。

②幼稚園の預かり保育を利用する場合。幼稚園の終了時刻が3時頃。その後も子どもを預けたい場合に利用するものである。幼稚園の利用に加え、月額11,300円まで無償となる。

③認可外保育施設、一時預かり事業等を利用する場合。対象となるのは、認可保育所、認定こども園等を利用できていない方で、月額37,000円まで無償となる。

④幼稚園、保育所、認定こども園を利用する方が、障害児の発達支援施設を併行して通園する場合。ともに無償となる。ただし、未移行幼稚園を利用する場合は、月額の上限が25,700円となる。

これら4通りが、保育の必要性の認定事由に該当する方の事例になる。

次に下段に移る。同じく3～5歳だが、保育の必要性の認定事由に該当しない方である。例を挙げると、専業主婦の場合等で2通りある。

①幼稚園、認定こども園、就学前障害児の発達支援を利用する場合。無償となるが、未移行幼稚園を利用する場合は、月額の上限が25,700円となる。

②幼稚園、認定こども園を利用する方が、障害児の発達支援施設を併行して通園する場合。ともに無償となるが、未移行幼稚園を利用する場合は、月額の上限が25,700円となる。

これら2通りが、保育の必要性の認定事由に該当しない方の事例になります。

以上、3歳から5歳までを保育の必要性に応じて、2つに分類した場合の説明になる。

また、無償となるのは、3歳から5歳だけでなく、0歳から2歳までのお子さんがある住民税非課税世帯も無償化の対象となる。なお、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用する場合は、月額42,000円までが無償となる。

以上が、今年度10月1日から始まる幼稚園、保育所、認定こども園の保育料の無償化についての説明になる。

続けて、給食費について説明する。幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費の取り扱いも変わる。

給食費には、主食と副食がある。主食とは、ごはん、パン、麺類を指す。副食とは、おかずのこと。本市の公立保育所では、主食費を従来通り無償とする予定。本日は、副食費についての説明をする。今週末に公立保育所へ配布する給食費に関するパンフレットに沿って説明する。

10月から3歳から5歳までのお子さんの保育料が全額無償となる。保育所の給食の材料に係る費用は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用である。このため、保育所等を利用する保護者も自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となるので、無償化後も引き続き保護者負担となることが国で決定された。ただし年収360万円未満相当世帯と全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食の費用が免除される。

図解すると下のようになる。これまでは保育料の中に副食費が含まれていたが、無償化の

始まる 10 月以降は、保育料は無償化されるが、副食費は引き続き保護者負担となる。詳しい説明は、裏面に書いてある。現在、3～5 歳児の給食費分は、お米などの主食については無償、おかずなどの副食分については、保育料の一部として藤井寺市にお支払いいただいている。今般、幼児教育・保育は無償化されるが、給食費については引き続き保護者の方にご負担いただくことが原則。今後は、副食分の給食費をお支払いいただくことになる。以上副食費についての考え方になる。

今回、副食費をいくりに設定するかが、公立だけでなく民間の保育所でも焦点になっている。食材料費の原価は、施設ごとに異なっているため、金額は各施設で決めていただくことになる。本市公立保育所の場合、副食費は 4,500 円負担していただこうと考えている。この額は、国が目安として示している金額と同じである。副食費を 4,500 円に設定しても、保育料が無償化されるため、総額でみると利用者の負担額は減る。以上、副食費の取り扱いについての説明になる。

最後に、無償化に係る条例改正について報告する。「藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」と「藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例」である。9 月議会に諮り、条例改正を行う予定である。

会 長： ありがとうございます。

ただいま事業課より説明のあった 1 つ目は「保育認定（就労下限時間）の引き下げについて」、2 つ目は「保育の無償化」についてであるが、2 つとも新たな動きとなる。資料はとも分かりやすいと思う。ご意見、ご質問があれば、お願いします。

委 員： 無償化の期間は満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校に入るまでとなっている。例えば、私立の幼稚園で 2 歳からプレに行くと思うが、そのプレに行っている間は無償ではないのか。

保育幼稚園課： 0 歳から 2 歳は住民税非課税の方は無償となる。

委 員： プレの 2 歳の間はお金を払い、3 歳になれば無償になるのか。

保育幼稚園課： 保育所に通われている場合か。

委 員： 幼稚園である。

保育幼稚園課： 幼稚園であれば満 3 歳から無償である。

委 員： 多くの私立幼稚園は、プレで 2 歳児から通うと思う。例えば 4 月生まれの子どもと 12 月生まれの子どもではどうなるのか。3 歳になる日からか。4 月生まれの子どもは 4 月から無償になり、12 月生まれの子は 12 月までお金を払うのか。

保育幼稚園課： そうなる。

会 長： 所得の高い方も、保育所など全て無償になるという解釈で良いのか。

保育幼稚園課： 3 歳以上はそうである。

委 員： 保育認定の引き下げを 96 時間から 64 時間にされたということだが、なぜ 48 時間にしな

いのか。

保育幼稚園課： 96時間からとりあえず64時間にした。

委員： とりあえずの感覚は分かるが、大阪府下で2市しかないでよかったか。

保育幼稚園課： そうである。

委員： 48時間でやっている市もあるということか。48～64時間の間でされていると説明にあったが。

保育幼稚園課： 現在の他市の状況をすべて把握しているわけではないが、3、4年前の調査結果を見ていると、大半の市は64時間で設定している状態であった。それから追跡調査をしてはいないが、その際48時間も2、3の町村で設定されていた。現在はどう変わっているか分からないが、本市としては、当初、規則（藤井寺市子どものための教育・保育給付に関する規則）で設定した時が64時間で、附則で10年間の経過措置で96時間にすることを謳っていたので、今回附則をとって、64時間にさせていただいたところが今回の改正に踏み切ったところである。

委員： 経過措置があって、ふたを開けてみれば他市が64時間にしていたということに気付いたということではないのか。

事務局： 待機児童がいる中で、64時間に合わせる事が厳しいのではないかとということで、子ども・子育て支援新制度が始まる時に、96時間の経過措置を使わせてもらうことにした。当時の子ども・子育て会議でもご意見を聞かせてもらったと思う。その時は、80時間など、64時間以上の市がいくつかあったのだが、そういった市もだんだん少なくなり、本来の姿である48～64時間に戻しておられる市が大半で、今2市が残っている状況である。また今回、子ども・子育て支援事業計画の第二期計画を策定するにあたって、96時間でニーズ量を把握するか、64時間で把握するかとなると、64時間で合わせていくほうがタイミング的にも非常に良いということがある。64時間にしたのは、平成27年度の新制度がスタートした時点で、48～64時間の範囲の中で一番上にするというのを当時の市長と相談をさせていただいて決めた。大半の市が64時間をとっているのので、本市も64時間をとらせてもらった。

委員： 藤井寺市も人口が減少しているのでも、過疎化になってからするのではなくて、子どもたちが明るく健全に育成できる市として、他市や他府県の方にも見ていただけるということもあるので、48時間でやってみようというぐらいの感覚をもてる市になってもらいたいと思う。そういったところから、明るい子育てが育っていくのではないかとと思う。どこかでやってみようという勢いは、これからももっていただきたいと思う。長い会議なので、色々なことで議論を交わしているが、こうしていきまいたと言う杓子定規の話が流れる中で、我々がいなくても、極端な話であるが、市の方でやってもらったらいいのではないかとということで終わることもあるが、我々がいる以上は、これからはいろいろな議論があると思うが、市民目線というところで考慮してもらえたらと思う。

会長： ありがとうございます。最後に株式会社ぎょうせいの方に聞きたいのだが、量の見込みの算出手順に沿った事業と算出手順に拠らない量の見込みの事業があるが、こういったやり方は一般的であると捉えて良いのか。

株式会社ぎょうせい： 一般的である。国も、基本は国の算出方法に従ってニーズ量を出すとしているが、そこから地域の現状を加味して調整するようとしている。

会 長： 安心した。

様々なご意見をいただき、市民目線でと言うお言葉もいただいたが、そういった観点でも、それぞれの担当課の方も来ていただいているので、我々の意見も担当課におろしていただき、この子ども・子育て支援事業計画が充実して進んでいくようお願いしたいと思う。

他に質問がないようなので、会議はこれで終了とさせていただきます。

5. 閉会